

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

令和元年12月17日（火曜日）

経済建設委員会

日時 令和元年12月17日（火曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査（産業振興部、上下水道部）

第111号議案	「質疑・討論・採決」
第112号議案	「質疑・討論・採決」
第113号議案	「質疑・討論・採決」
第114号議案	「質疑・討論・採決」
第115号議案	「質疑・討論・採決」
第116号議案	「質疑・討論・採決」
第117号議案	「質疑・討論・採決」
第118号議案	「質疑・討論・採決」
第119号議案	「質疑・討論・採決」
第120号議案	「質疑・討論・採決」
第121号議案	「質疑・討論・採決」
第122号議案	「質疑・討論・採決」
第128号議案	「質疑・討論・採決」
第137号議案	「質疑・討論・採決」

2 意見書について

東名高速道路豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた支援を求める意見書（案）	「質疑・討論・採決」
--	------------

出席委員（6名）

委員長	竹下修平	副委員長	山口洋一		
委員	澤田恵子	山崎祐一	村田康助	鈴木達雄（議長）	

欠席委員

なし

傍聴者

なし

説明のために出席した者

産業振興部、上下水道部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 大場隆佑

開 会 午前9時00分

○竹下修平委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、13日の本会議にて本委員会に付託されました第111号議案から第122号議案まで、第128号議案及び第137号議案の14議案について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第111号議案 新城市湯谷温泉管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第111号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第112号議案 新城市布里テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第112号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第113号議案 新城市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第113号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第114号議案 新城市水道事業給水条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第114号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第115号議案 新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 これ、新たに設置したということですが、他の東三河の8市町村はもう既にこういう形で証明書交付手数料みたいなもの、もらっておるんですか。

○竹下修平委員長 吉林経営課長。

○吉林和久経営課長 他の市につきましては、既に徴収しているところと徴収していないところがございまして、その中でも地域下水道、農集、それぞれ地域下水道はとっているが農集はとっていないのが豊橋市、豊川市は農集についてはコピー代をとっている等ありまして、各市の状況によって異なっているということでございます。

○村田康助委員 わかりました。ありがとうございます。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第115号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第116号議案 新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第116号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第117号議案 新城市下水道条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第117号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第118号議案 新城市山吉田トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 基本的なことですが、今回は消費税が上がったということでそれを踏まえた上での公共施設の適正化ということですが、1時間につき120円、この管理料というのは主に電気代だとかそういうようなことを基準にこの120円というのは決めておるんですか。

○竹下修平委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 今回のトレーニングセンターの料金改正につきましては、消費税、それから地方消費税の引き上げ、それから公共施設の使用料の適正化を図る観点で上げております。主にかかっている経費というのは、やはり電気代、それから管理を委託しております経費、それから浄化槽等の清掃等の経費、そういったものでございます。

そういったものを踏まえて、今回2割増までが限度ということで、今まで100円だったものを120円ということで改正をお願いするものでございます。

○竹下修平委員長 村田委員。

○村田康助委員 ありがとうございます。地域に特化したこういうトレーニングルームでございますので、上手に地域に愛されるような形で利用していただければありがたいと思います。

終わります。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第118号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第119号議案 新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第119号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第120号議案 新城市作手農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第120号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第121号議案 新城市作手農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第121号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第122号議案 新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第122号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第128号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 工事概要書をいただいておりますが、1億9,800万円の駐車場、そしてデッキ周辺整備のデッキスロープ、水神池、花月橋、笠岩橋、あずま屋、この個々の工事明細の金額がわかればお願いします。

○竹下修平委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 右岸の駐車場整備ですが、概算でよろしいでしょうか。800万円余、それからデッキ周辺整備が1億1千万円、それから水神池とその他が花月橋、詳細が一式となっておりますので、本当に概算なんですけれどもよろしく願います。

○竹下修平委員長 山口副委員長。

○山口洋一委員 1億9,800万円の工事請負をやるのに、800万円はわかったんですけど、あとは概算1億1千万円引いた残りですというのはどうも解せない部分なんです、恐らく詳細設計やって、見積もりが出ていると思うんです。見積もりって、こちら側も、事業者側も多分やるでしょ、市役所側も、見積も

りを。やって、それを金額の図書を出して、相手が設計単価、建設物価にあわせてやるんだから、その結果が1億9,800万円、ある業者はまあ2億円、ある業者は2億100万円とかなっているんだから、わかっているでしょ。

○竹下修平委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 先ほどの概算で申し上げましたが、水神池とかそのほかの笠岩橋のタイルの補修とか、全て同じ業者で委託して工事を行うものですから、共通項目とかが書いていただいておりますが、個々の工事につきましては共通項目を積算したものがまだ出ておりませんので、また後日、済みません、それぞれ項目ごとに提出させていただきますのでお願いします。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 総括的な2つ、お願いします。

まずは総括的な意味合いで、この事業の必要性、それから2点目ですが、桜淵公園の再整備事業全体の中でどういった位置付け、意味合いを持つのか確認したいと思います。

○竹下修平委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 最初の質疑ですが、今までは右岸側から笠岩橋を渡る際に、急な階段しかありませんでしたので、高齢者、特にベビーチェアの方、また車いすの方は通行が不可となっております。これによって、ウッドデッキを設けることによりまして、子どもから高齢者まで、それからベビーチェアの方まで広く右岸から左岸まで行き来できると。

それから、豊川の下の方まで導線が広がることによって、今まで右岸と左岸で途切れていたものが川のほうまで導線が広がることによって、いろいろと桜淵全体として楽しめるということでもあります。

それから、2点目のことにつきましては、今まで改修等何十年もされてきておらんかつ

たわけですね。一応、桜淵公園が新城の顔と言われるんですけども、改修等を行ってまいりませんでしたので、広く市民の方も年間を通して楽しめるスポットとして、春だけではなくて年間を通して憩いの場ということで今回3年計画で桜淵の再整備計画というものをワーキング等含めて基本設計を行いまして、実施設計をして、ことしまだ2年目なんですけども10月には大芝生広場も完成いたしましたして、一応旧市民プールも解体して利用しやすくなったということで、来年の春のさくらまつりには、一般の方も含めて楽しんでいただく公園になると思いますけども。

そういったことで、今回3年計画で、市内含めて市外からも大勢来ていただける公園にしたいというコンセプトで改修をさせていただくものであります。

○竹下修平委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 もう少し確認させてください。

右岸側、旅館や何かがある右岸側のほうを整備するんだということはわかりました。内容については、バリアフリーというかも少し弱者、ハンディキャップのある方に対応できるような、障がい者とかそういう対策でねらっているんだということも理解できました。

そうすると、この右岸側の整備のスタートなのか、もう少し今後引き続いてこの工事、右岸側を整備していくのか、今まではスポーツ、運動の関係で左岸側の整備が結構行われていたようなんですが、この右岸側が先ほど申したように旅館があつたり等々して開発する効果はあると思うんですけど、いろんな経済効果の面では大きいと思うんですが、その辺この工事の後はどうなふうな計画、想定になっているのか確認させてください。

○竹下修平委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 旧市民プールを解体いたしましたして、その後に大芝生広場をほぼ完成しまして、今芝生の養生期間中でありましてけ

ども、これが第1期で行いました。

今、皆様にお認めいただく右岸側の工事も駐車場がこれで完成しますので、旅館、ホテル等の利便性もこれによって、今まで水たまりで不便だったものが舗装されてラインが引かれますので、利用しやすくなるということ、それによってデッキもできて右岸と左岸が行き来できるということで、お互い庭野側と東新町側のほうがお互いどちらでも双方から利用できるという利便性がこれによって高められます。

第3期目としましては、木かげプラザ前、これを最後に舗装しまして、ラインを引いて、これをまた今までは大変だったんですけれども、使いやすくなるということで、全体としてこの新城市の中央部分がこれによってさらに利便性が高まって、大勢市内外から来ていただけるものと思っております。

○竹下修平委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 大体、わかりました。

最後ですけれども、先ほど川のほう、川のほうへも導線を整備するんだというようなお話でしたので、ぜひ川遊び、川を、若干のリスクはあるんですけれども、川で水遊びができるということが桜淵の1つのポイントになると思いますので、その辺ポイントにして整備事業を進めていってほしいなと思います。

終わります。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第128号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第137号議案 新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 説明だと、引き続いて同一業者がということでしたが、こういう指定管理でやる場合、市内業者ではないわけなんです、その辺実情として利益というか、ある程度富というものが市外へ流出していくわけですけれども、それに増して、やはり選定したというからには、それに増してというかそれ以上のものが、利益、総合的なものがあるんだという判断だと思えますけれども、その部分について若干説明はあったんですけれども、再度確認させてください。

○竹下修平委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 指定管理者につきましては、隣の市の業者が指定管理を5年間行うということではありますが、協定書等をつくることにも、協定の中にも地元の職員をなるべく多く使っていただくということで、そういったことを考慮していただくとか、メンテナンスとか補修につきましても、市内の業者を使っていただくということをお願いしてありまして、金額はそのまま市外へ流出するということはない、地元の地産地消ということで山びこの丘の農産品についても使っていただくことをやっておりますので、お願いしたいと思います。

○竹下修平委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうすると、地域経済重視という考え方もあるわけなんですけれども、なかなか地元業者でというか、地元のそうし

た企業で、団体でということは困難になってきている、そういう背景があるということですか。

○竹下修平委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 今回の指定管理の選定に当たりましては、市内からはありませんで、いずれも市外からの業者でありました。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第137号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前9時29分

再 開 午前10時02分

○竹下修平委員長 休憩前に引き続き、会議

を開きます。

次に、2、意見書について、東名高速道路豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた支援を求める意見書（案）についてを議題とします。

それでは、私のほうから意見書について御説明、一読させていただきたいと思います。

東名高速豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた支援を求める意見書。

新城市は、愛知県の東部にあり静岡県との県境に位置し、南部には高規格幹線道路の東名高速道路が通っている。この地域に最も近い東名高速道路のインターチェンジは三ヶ日インターチェンジ（静岡県）と豊川インターチェンジ（愛知県）で、その間隔は17.8キロメートルであり、我が国の高速道路における平均インターチェンジの間隔である約10キロメートルの約1.8倍となっている。

隣接する豊橋市も含め、この地域には4カ所の工業団地や運送業などの企業が立地しているが、高速道路インターチェンジへのアクセスに時間を要するため、インターチェンジ周辺地域と比べると就業者数や事業所数などが少なく、生産性においても障壁となっている。

そのため、新城市としては、これらの課題を解決するため、新たなインターチェンジである豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）の設置を熱望する。

本市では、これまで豊橋市と共同でスマートインターチェンジの実現へ向けた計画、検討、調整を行ってきた。その結果、令和元年9月27日に、国において準備段階調査箇所への採択となった。

よって、国におかれましては、当地域の実情を檢察いただき、豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）の早期実現のため、引き続き下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記。

1、豊橋新城スマートインターチェンジ
(仮称)の早期実現へ向けた支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

愛知県新城市議会。

国土交通大臣あて。

説明については以上です。

意見のある方は挙手を願います。

山口委員。

○山口洋一委員 提出日は最終議決日ということによろしいでしょうか。

○金田明浩議事調査課長 ここで決まれば、議運に諮ってどうするのかと、どういう形にするのか決定するということですが、基本的には最終日に意見書で提出していくという形になっております。

○山口洋一委員 提出日が入るわけね。

○竹下修平委員長 はい。今週の金曜日ですかね、最終日に議決を諮って提出へという形ですね。

そのほかに御意見ございませんか。

〔「なし・進行」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 では、意見書としましては変更なしでいきたいと思えます。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 それでは、お諮りします。

お手元にあります意見書案のとおり、意見書案を決定し、本定例会中に議案として提出するということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 そのように決定いたしました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。

閉 会 午前10時06分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長